

日火連短信

令和 5 年 7 月 2 4 日 第 209 号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省において、火薬類取締法施行規則等の改正案（貯蔵の性能規定化）に係るパブリックコメントが開始されました。

1. 意見公募要領

(1) 対象

- ① 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ② 火取法規則第 3 1 条の 3 防爆壁の基準を改正する告示（案）

(2) 意見募集期間

令和 5 年 7 月 2 4 日（月）～ 8 月 2 2 日（火）

(3) 意見提出方法

- ① 電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームから

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595123054&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595123054&Mode=0)

- ② 郵送

- ③ 電子メール

詳細については、別添 1 の意見公募要領を参照願います。

今回は、日火連として意見を集約することはありません。

意見・質問等がございましたら、直接提出して頂くようお願い致します。

2. 主な改正事項：詳細は、別添 2～4 を参照

(1) 貯蔵の技術基準の性能規定化

具体的な仕様が定められた基準のうち、見直しの必要があるものについて、性能規定化を行うとともに、これまで記載されていた仕様は例示基準（内規）として記載する。

※ 今回の改正案の中では、例示基準は示されていません。

(2) 補強コンクリートブロックの厚さの見直し：「20cm」を「19cm」とする

(3) 消費の技術基準の改正と同様に、電波を発する機器の火薬庫内への携行を制限する

(4) これまで努力義務とされていた実包火薬庫の外部の夜間点灯を廃止する

(5) 旧字の修正等

(6) 防爆壁告示の改正

会員各位への周知をお願い致します。